平成30年度 第1回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成30年6月26日(金)午前10時00分~11時30分総社市役所本庁舎2階会議室

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延

3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成30年1月1日から3月31日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。対象件数は各課で行う委託件数が47件、建設工事、コンサルを含めると全部で142件であり、昨年同時期と比較して41件の増となっている。

契約検査課・上水道課の建設工事等は95件であり昨年比28件の増。内訳としては、一般競争入札が1件、指名競争入札62件、随意契約は32件。件数増の要因としては、昨年の台風災害復旧工事が増えたこと。また今回審議案件にもなっているが交通安全施設系の件数が増えたことによるもの

(委員) 了承

(2) 審議事項

・審議対象案件の審議

(事務局) 当番の小寺委員より抽出案件の説明をお願いします。

(小寺委員) 長寿介護課の施設修繕については、以前の委員会で予定価格の設定について指摘したところであるが、今回も入札が不調となり随意契約していることから、再度予定価格の設定について確認したい。土木課については、特命随契であるが落札率が他の特命随契と比較し低いことから、念のために予定価格の算定方法など確認したい。建築住宅課の施設修繕については、以前もこの委員会で話を伺っているが、同じ日に同じ市営住宅で複数の見積り合わせをしているのは、入札を避けるための意図的な分割とも捉えかねないことから、その内容を確認したい。工事ついては、地域応援課の案件が数多くあり、区画線設置工事については、同じ日に複数件数で見積り合わせをしており、入札を避けるための意図的な分割とも捉えかねないことから、その内容など発注方法全体を確認したい。上水道課の工事については設計価格が129万6千円であったので、意図的に随意契約の範囲にしていないかを確認したい。

抽出案件(審議順)

	契約方法	担当課	工事又は業務名	
修繕	随意契約	長寿介護課	総社市山手福祉センター給水管漏水修繕	
委託	随意契約	土木課	上林地内 境界復元, 用地測量, 分筆図·不動産調査報告書作 成業務 外2件	
修繕	随意契約	建築住宅課	三輪住宅 1-5 修繕 外 5 件	
工事	随意契約	上水道課	井尻野1717-4番地先配水管布設工事	
工事	随意契約外	地域応援課	交通安全施設(区画線)設置(5工区)工事 外13件	

委員からの意見・質問、それに対する回答				
委員からの意見・質問	担当課の説明・回答			
○総社市山手福祉センター給水管漏水修繕	(長寿介護課) ・施設が漏水していることが分かった為,漏水修理箇所の確認などをし,入札を執行したが不調となったことから,最低価格者と交渉し,随意契約を締結したもの。			
・参考見積は徴していないのか。	・徴しました。			
・参考見積額はいくらだったのか。	・税抜き195万。			
・参考見積りを徴したのは何社徴したのか。	・最終的に契約をした社1社。			
・漏水が判明したのは。	・施設から連絡があったのは10月初旬。9月のメーター交換後に水量が増えた。メーターの不具合も含め再度メーターを変えてもらい確認したが水量は減らなかった。風呂のバルブを止めたら漏水が止まったので配管をやり返ることになった。参考見積をもらうのに時間がかかり入札も遅くなった。			
・消費税を削ったぐらいで予定価格を設定したということだが。	・参考見積りはあくまでも参考ということで、予 算との兼ね合いから少し落とすことにした。			
・前回のときには大体 70%ということであったが、そこからいうと参考見積りに近い値で、予算とを考慮したと。	・そうです。			
・前回のような大幅な減額で予定価格を設定してはいないが、入札不調となっている。今回は時間の都合で1社しか参考見積りを徴していないのも要因の一つ。今後は複数徴するよう徹底を。				
〇上林地内 境界復元, 用地測量, 分筆図·不動 産調査報告書作成業務 外2件	(土木課) 地元要望に伴い市道を拡幅する際、用地を買収するが、その前提として用地測量が必要になることから、測量業務等を委託するもの。			
・1者(特命)随契にしているのは。	・専門性が高い業務であるので、土地家屋調査士 にしてもらう。営利を目的としていない公益法人 に委託することで円滑に事業ができることから。			
・他自治体でもここに依頼しているのか。	・160~170 人からなる協会。不足の日数が生じた場合でも、業務が重なった場合でも、代役の調査士がカバーしてくれるのでお願いしている。他市についても活用しているのではないか。			

- ・概ね総社市内の有資格者が選ばれるのか。
- 11人のなかで誰が担当になるかは。
- ・市としては協会へ発注し、後は協会が選ぶと。 予定価格の決め方はどのようにしているか。
- ・基準額はどこのものか。
- ・総社市の他の1者随契の場合、落札率が99% を超えるものが多いが、この契約は80%台であ る。何か要因が考えられるか。
- 協会で基準をもっているのか。
- ・平成9年の単価表。それを積み上げたものに対 し、これまでの経緯から大体何%くらいで契約に なるかは見えてくると思うので、積算が常に高め 価格とすることもできるのでは。
- ・他自治体でもこの団体に発注した場合、予定価 格の積算は用対連のものを使用しているのか。
- ・他自治体も同様の状況なのかは一応確認しておしてわけれる。 いてください。

以上です。

○三輪住宅1-5修繕 外5件

- 予定価格 129 万6千円のものがある。ギリギリ 随意契約の範囲であるが、この根拠は。
- ・業者に渡す修繕仕様書がある。それ以外に平面 図や、どの部分を修繕するとか指示はないのか。

- ・総社市エリアに11名いらっしゃる。 その方々 にカバーしてもらっている。
- 協会が決められることなのでわからない。
- ・調査、測量各種業務がある。基準額があり単価 を積み上げて予定価格としている。
- ・用対連という団体の平成9年度のもの。
- ・調査士の判断になっている。この位でというの があるようだ。こちらではわからない部分。公益 社団法人であり公共事業に特化して事業をされ ている団体だからだろうか。
- ・基準報酬額は持っていないと聞いている。
- 考えたい。 (事務局)
- ・公共工事については、適正な積算によって算定 に出ているのであれば、そこから少し下げた予定 した設計価格から、いくらか金額を落とすような 歩切りをして予定価格を設定してはいけないと いうのもあるので、そのあたりも含め、すこし考 えるほうがよいかもしれない。
 - ・わからない。

(建築住宅課)

見積り時期が重なっていて入札を避けたのでは ないか指摘であるが故意ではなく、限られた職員 数であり、繁忙期と寒波による凍結・故障と重な り、見積りを依頼する準備は出来ていたが、後に 後になってしまったもの。

- ・担当と建築士とで精査して決定した。現入居者 がいる場合は、入居者と妥協しなければならない ところもある。結果としてこうなった。
- ・図面は渡していない。簡単な見取り図は出すこ ともある。

- ・施工条件で、必要最低限の施工とするというのと、その他、経年劣化により修繕が必要なところをいうのは、完全に業者まかせとならないか。
- ・見積りを依頼するときには、この仕様書だけ渡していると聞いた。建築の発注であれば、仕様書と図面に箇所の指示があるはず。予定価格を算出する資料と業者の積算する資料が違わないか。業者が共通の認識ができるのか。
- ・参考見積りは徴していないのか。
- ・予算額が130万円と記載してある。元々この案件は130万円という予算額なのか。
- ・130万円と設定しているということは、随意契約ありきと。代々そういう事務なのか。
- ・浅尾住宅で3月20日に見積り合わせを複数実施。空き家の修繕であり一度に発注できるのではないか。別々に分けた理由は。
- ・まとめて発注というのは考えられなかったのか。
- ・業者との修繕請書には、修繕物件について貴市の指示する箇所を貴市の指示に従い作業し検査を受けるとあるが、図面がなく A4 の仕様書 1 枚ではわからないと思う。見積りをとる段階で支持する箇所を示した図面が必要。言葉だけでは適正な見積りが出てきたのかわからないのでは。手元には何か図面等もちあわせていないのか。
- ・1 つの案件しか見ていないので違うかもしれないが、2者の見積りを比較すると構成が全く同じ修繕がある。先ほどの話では、具体の指示はないということだが、今の話の進め方でここまで一致するものか。
- ・修繕箇所を書いているが、どのくらいの数量になるか見積りの際に資料にない。市の業務が大変という事情はわかるが、予定価格も担当と建築士で決めたというのもわかるが、数量がどうなるの

- ・担当と建築士と住民で判断している。
- ・従前からこの方法でやっている。図面はだしていない。
- ・正式なものはとっていない。以前からこのやりかた。こちらが見て、2者なり3者の業者に見てもらって、業者の意見と入居者の意向との妥協点も大事。
- ・大体を積み上げたところの額を記載している。 当初予算では、どこの修理にいくらという予算の つき方ではないので、どこにどのくらいというの は使える額を逆算しながらやっている。
- ・入札にする業務もあるが、最近は大規模な修繕 は少ないので、130万円以下となっている。意図 的に130万円以下ではなく精査した結果。
- ・市としての下見、業者の下見は1月には終わっていた。先ほど申し上げたとおり、業務の繁忙により後回しになってしまった。
- ・1件1件するつもりで仕様書等まで作成していたもので、結果的に同じ日になってしまった。
- ・写真は撮っているので、この場所をこう直したいという指示している。人員不足によりそこまで手が回っていないのが現状。
- ・仕様書をもとに、口頭で説明しているので、構成としては同じになるのではないか。過去の経緯から概ね理解できている社だからかもしれない。

かわからないのではないか。また、予定価格を決める際、現地に下見をする。その時に、ここが必要だというチェック項目を図面などに落とすべきではないか。そういうところも考えて欲しい。

〇井尻野1717-4番地先配水管布設工事

- ・設計の根拠はどういう形か。参考見積りを徴しているか。
- ・それがたまたま 129 万6 千円だったと。
- ・どの工事でも参考見積りを徴することはないのか。
- ・今回は随意契約ギリギリの設計価格であったの で確認をした。今後も適正な執行をしてくださ い。

〇交通安全施設(区画線)設置(5 工区)工事 外 1 3 件

- ・区画線の工事について、どこを施工するという のは年度初めには確定しているものか。
- ・工期が確保できないから分割にしたというのは、一括で発注しようとすればできるが、工期が足りないから分割したということですが、街路灯も同じような時期に4件随契をしている。

(上水道課)

平成30年1月末に使用者(総社保育所)から水 圧が足りないので対策をとの要望があり、対応す るため設計をしたところ随意契約ギリギリの 129万6千円となったもの。

- ・設計の根拠としては厚生労働省,又は日本水道 協会の歩掛りを使用し積算している。参考見積り は徴していない。
- ・そうです。
- ・この案件については徴していない。内部で給水 装置の施工基準を設けているので、これにないも のであるとか、先ほど申し上げた厚生労働省や日 本水道協会の歩掛りにもない場合には、参考見積 りを徴している。

(地域応援課)区画線設置については、白線を引くもので年度末であり工期が確保できないことから分割して随意契約としている。4件の修理工事は、主に街路灯の取替えで随意契約。防護柵設置工事は指名競争入札としている。

- ・年度途中から要望が出る場合もあるので,一概 には言えない。
- ・工事内容により工期の設定があるが、この時期に発注しようとすると工期が確保できないことから分割とした。街路灯については事情が異なり、歩道拡幅などの道路の共用開始に伴い施工しているものが2件。総社市の都市照明について協議をしていたが、場所がおおよそ決まったことと、平成30年度に本格施工するが、試行的に1箇所やってみようというものが1件。もう一件は他の部署の担当であったものが、地域応援課担当となったが、球が切れていたものが多数あったので、あわせてLEDにしたもの。すべて130万円以下であったので随意契約としている。

・2月の中下旬にかさなったのもたまたまか。

・歩道等の現場が出来ていないのに発注してもどうかというのもある。都市照明をどうするかという議論もあって、老朽化が激しいものもあり、最近は LED 化で省電力のものをという話もあって、検討しているなかで全体像が落ち着いたところで、共用開始にあわせたり、球が切れていれ暗いところがあったりとで、時期が重なった。

・防護柵 3 件は同じ 12 月末に指名通知し同じ日程で進んでいる。この時期が重なったのもたまたまか。

・防護柵も区画線も予算残と要望の兼ね合いで複数発注することになった。1工区から始めているが最初がだいたい6月頃。今回は9~11工区であり、順次設計しているもの。

・区画線と防護柵の工区の分け方はどうなっているか。同じ市道の線なのか、バラバラなのか。

・エリアでわけている。

・工区の設定は年度当初に計画を立てているか。

・当初には完全には決まっていない。要望もあがってくるので、それに従い増えていく。

・計画的に8工区9工区と決めているのでなく、 要望が上がってきた順に工区が決まると。 ・優先順位もあるし、教育委員会からの要望もある。スクールゾーンとか。そういうこともあるので当初から完全には決めていない。防護柵については警察も関係するが、設置する際には近接地権者の100%同意が必要。防護柵がつくと道路が狭くなるとか、車庫入れに困るということは結構ある。地元同意が全部終わってからの発注となるので、どうしても年度の後ろのほうの発注になりがちである。

- ・随意契約であるから最低制限価格がないのか。
- ・そうです。
- ・最低制限がないから 62%という落札がある。 3者に見積りし2者が辞退し、落札価格交渉とい うことで落札率が 100%とあるのは。
- ・(事務局) 残った1者と価格交渉して折り合いがついたものをそう記載している。
- ・1者だけの見積りはこの案件だけか。
- ・(事務局) 他の案件は辞退もあったと思うが、複数者応札されていたと思う。

以上です。

(審議結果)

個々の意見は述べたとおり。検討できるものもあったので、よく検討してほしい。特に、建築住宅 課の案件は、限られた職員ということと、業務多忙時期が重なり後回しになったものという説明であったが、同日に複数件の見積り合わせをするのはいかがなものか。意図的と言われないよう、今後も 指導をしてください。また、図面を活用し、現状の写真、完成写真なども保管するように。地域応援 課の案件も、工期が不足するから分割するというのはいかがか。工期を確保して出来るよう時期を早 めることができるのであれば、時期を早めるなど工夫をしてください。

(事務局) 職員数が限られており、繁忙期や他の突発的な要因が重なり通常業務に影響があったとはいえ、委員のご意見のとおり意図的と言われないよう指導していきたい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は8月定例会になります。平成30年8月29日(水)の午前10時からでお願いいたします。選定の当番は山田委員になります。よろしくお願いします。

3閉会

(事務局) 以上をもちまして平成30年度第1回の委員会を終了します。

平成30年度 第2回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成30年11月26日(月)午前10時00分~11時50分 総社市役所西庁舎3階301会議室(東)

委 員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延

3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成30年4月1日から9月30日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。4~6月の対象件数は全部で317件であり、昨年同時期と比較してやや少ないものの内容としては年度初めの契約が多いことから、例年通りのもの、1者随契が多いのが傾向である。7~9月については、各課で契約する委託・修繕は倍増となった。7月豪雨により農林課・地域応援課・下水道課で施設や現場の修繕が多数発生したことによる。対して契約検査課・上水道課の建設工事等は半減した。こちらは、工事担当課が災害修繕を優先したことによるもの。

(委員) 了承

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 当番の山田委員より抽出案件の説明をお願いします。

(山田委員) 今回は大きいくくりで6件。環境課、危機管理室、農林課、地域応援課については、いずれも災害に関連した契約で、緊急であるという理由から5号を適用しての随意契約であるので、その緊急性を確認したい。観光プロジェクト課については、指名競争入札が不調となり、最低価格者と交渉し決定したとあるが、その経緯について確認したい。工事については、総合評価方式の入札方法や落札方法、低入札価格調査などについて説明をいただきたい。

抽出案件(審議順)

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	環境課	平成30年7月豪雨災害廃棄物積込運搬業務
修繕	随意契約	危機管理室	ビレッジハウス上原住宅襖張替修繕
修繕	随意契約	農林課	種井揚水機場災害応急修繕
修繕	随意契約	地域応援課	下原支線3107号道外1線災害応急修繕
委託	随意契約	観光プロジェクト課	井山宝福寺警備業務委託
工事	一般競争	建築住宅課・庶務課・ 契約検査課	総社市学校給食センター(仮称)新築工事外5件

委員からの意見・質問

〇平成30年7月豪雨災害廃棄物積込運搬業務

- ・組合から見積りを徴し随意契約ということだ が、廃棄物として市内いくつかの箇所に市民が搬 出したものを処分するために運ぶのは、廃棄物処 理法との関係で運搬許可が必要では。
- ・産廃ではないのか。
- ・許可業者に任せたのではなく、この組合と委託 契約としたのは。
- ・収集がなかったら問題ないのか。運搬だけなら よいのか。
- パッカー車で運ぶものではないのか。
- ・総額が 1800 万くらい。期間としては最終的に 何時頃までかかったか。
- ・災害で仮置場に集めたというが、復旧が進めば ゴミの量が増えていくのでは。8月以降は減った | 減っていった。 のか。
- ・だいたいの量は統計的データで残せたか。次回 以降の参考になるのでは。
- 運搬にボランティアは活動しなかったのか。
- ・予定価格の算定はどのようにしたの。
- ・相手方から見積書が出てきた単価はいくらだっ たのか。
- ・同額ということは見積書が出てきて高かったか ら業者と交渉し、同額となったのか。

担当課の説明・回答

(環境課)

- ・大量の災害廃棄物が出たため、市内の各所に仮 の集積所をつくった。生ゴミ等もあり衛生上から も緊急的にクリーンセンター、最終処分場に搬出 する必要が生じた。量が未知数であったことから 単価契約とし、対応できる者が特定されるため随 意契約とした。
- ・緊急であること、収集して周るのではなく、運 ぶだけであるので、許可は必要ない。
- ・産廃ではなく一般廃棄物。
- ・平成18年に災害時の応急措置の協定を結んで いることからこの組合と契約した。
- ・積み込んで運んで集めて周るのは許可が必要。
- ・膨大な量を重機でダンプに積み込む作業。
- 7月末位。
- ・一週間くらいで来る量より出す量が多くなり、
- だいたいの量は把握できた。
- ・収集所で市民の方が廃棄物を下ろすとか、車の 誘導はしてもらったが、運ぶのはしていない。
- ・単価契約した。必要な重機などをサイズごとに 出してもらった。他の災害の事例や県の基準単価 があるのでそれをすり合わせた。
- ・(事務局) 調書で予定価格と契約額が同じなの で同額では。
- ・同額のものが提出された。

- ・1円単位で同額となるのか。見積額の資料がな いので具体がわからないが、たまたま同額であっ たということか。協定のなかで単価はどうすると まではないのか。
- ・県などの公的な単価が示されているから、誰が 計算しても同額となるのか。
- ・緊急の対応ということもあり1者で契約してい るということは理解した。

協定のなかにはそこまでの記載は無い。

概ねそうなるのではないか。

〇ビレッジハウス上原住宅襖張替修繕

- ・民間のアパートをみなし仮設住宅とするためな ので、その民間業者が日ごろお願いしている業者 に依頼したと。
- ・予定価格の積算はどのようにしたのか。
- ・仕様書に97枚必要とか記載があるが、見たら わかるものか。
- ・見積り依頼が7月20日で、提出期限が7月2 1日。契約日が7月20日ということは、見積り が当日に提出されたということでよいか。
- ・何室位の改修をしたのか。
- ・通常居住していない部屋か。
- ・居住できるようにするため襖の張替え、エアコ ン設置、外には何をしたのか。
- それは別々の業者か。
- のか。畳であればまだわからなくもないが。

(危機管理室)

- ・今回の災害により旧上原雇用促進住宅の空き部 屋35部屋をみなし仮設住宅とし、入居いただく ために襖を修繕した。被災した方が一刻でも早く 入居できるよう、貸主と提携している市内の業者 に依頼することで緊急かつ正確に施工できると 判断した。
- ・そうです。
 - ・インターネットなどで市場価格を参考にした。
- ・まず管理人と業者と市で現場を見て、どの襖の 交換が必要と確認した。
- ・そうです。
- 2 2 部屋分。
- ・通常は貸主が整備して貸すものであるが、災害 ということで急遽空いている部屋を現状のまま 借りる契約をした。7月13日に35部屋を借り る契約をし、そこから入居に耐えうるような整備 を市が行い7月21日以降に入居している。
- ・電化製品を一式そろえたり、畳は傷んでいると ころはござをひいたり、壁や網戸も状態が悪けれ ば修理した。
- ・貸主が日ごろ提携している業者にお願いした。 電化製品の購入などは市内の業者に依頼した。
- ・緊急の仮設住宅であれば、襖というのが緊急な ・考え方として入居できるというだけでなく見た 目も大事であり、出来るだけのことを市が行った

もの。エアコンなどの電化製品も揃えたのもそうで、なるべく入居する方が気持ちよく入れるように整備した。当分入居していない状態のよくない部屋はかなり直しているし、あまりなおす必要のない部屋は直さずにそのまま入居してもらっている。

〇種井揚水機場災害応急修繕

(農林課)

7月豪雨により揚水ポンプが浸水したため分解 し整備調整をしてもらうもの。緊急修繕。

- ・この者を選定した理由は。この者が納入したのか。
- ・この業者が納入しメンテナンスもしている。このポンプのメーカーの代理店でもあることから、 ここに依頼した。
- ・外にもいくつか揚水ポンプ場の緊急修繕をしているが、基本的にはそれを設置・メンテナンスをしている業者に依頼したのか。
- ・そうです。
- ・緊急な場合の予定価格の設定はどのようにしているのか。
- ・ポンプのオーバーホールはすぐに設計できるものではないので、想定する部品が最低限どれだけあるか出してもらい、そこに諸経費を加えた形になる。
- ・最初の段階からこの業者に現地に入ってもらったのか。
- ・そうです。7月で田植えが終了したばかりであり、水が必要な時期。依頼が遅れたら他市からその業者に依頼が入ってきて、総社市に来てくれるのが遅れると相当な期間ポンプが使えなくなる。浸かった翌日には連絡をして現場を見てもらい、材料や修理期間を概算で算出してもらった。ポンプが無くなれば水がなくなるので急を要した。

〇下原支線3107号道外1線災害応急修繕

(地域応援課)

7月豪雨で被災したために、下原地区の家屋などの復旧のため、緊急に市道を拡幅する必要が生じたも。指名競争入札にするいとまがないため、緊急で随契とした。14日に予備費から充当したため、14日に契約した。

- ・下原地区で数件を同じ会社が施工しているが、 工事場所と位置関係としては順番にやるのか。同時に施工するのか。
- ・場所が違うので同時に発注。実際には同時に施 工することは難しいかもしれない。
- ・現場に近いところにどっちとも言えない2者が あった場合はどっちにするのか。
- ・引き受けてくれるところ。会社の規模とその時に手がすいているところ。
- ・(事務局) 今回は災害ということもあり何とか

・地域応援課で非常に多くの発注をされているが、今回見積りの依頼は基本1者としたのか。

- ・随意契約の理由で第1号と第5号との違いは何か。
- ・緊急性がある場合5号で、金額によっては1号でと。金額が第一段階の基準で、1号を満たさない場合は、次に5号にとなるのか。
- ・1号の場合は、普通は見積もりあわせで複数者から見積りを徴してもいい。5号で緊急のために随意契約するには、緊急だから近回りの者に1者にというのはわかるが、1号で1者しか徴していないというのはどうか。
- ・緊急だからであれば全部5号になるのでは。5 号で緊急だから1者からしか見積りはとりませんと。何かそういったルールがあるのか。

- ・市の契約規則では基本は複数者から見積りを徴して、ただし書きで条件を満たせば1者でよかったはず。
- ・特別の事由ということでおそらく進めているのだと思うが、随契理由が1号と5号というのと、見積りを1者か複数者かは別の次元の問題であるが、総社市の契約規則は20万未満か特別の理由になっている。他の市では特別の事由とせず、5号の場合は緊急性があるから1者でよいとしているところもある。総社市はそうしていないので、随契理由としては1号だけども見積りを1者というのは違法でなくありうることかと。そうなると1号を使うけども、複数者から徴することも

依頼できたというのが現状。災害協定を県とも結んでいる業者もあり、そういう者は真備にも行か ざるをえないので、業者の奪い合いという形にな る。

- ・緊急的な応急措置であるので、近接の1者から見積りを徴した。災害には応急的なものと復旧的なものとあるが、全国的に見ても1~2ヶ月は応急で、その後は復旧である。復旧は複数者から徴する時間があるので複数者で、応急はそういうことから1者としている。
- ・第1号は予定価格が130万円以下であるため。第5号は入札にする暇がないためとしている。地方自治法施行令でそのようにさびわけをしている。
- ・施行令どおりなのでそうなる。
- ・1号で随意契約とし、契約規則で時間的余裕がないため1者とした。実際は業者の奪い合いで複数者から徴するのはなかなか難しいところ。
- ・(事務局) いわゆる参考文献とか参考書によると、1号を適用できるものは1号適用が適切と記載あるため、従前からそのような取り扱いになっている。ただし、この委員会で以前にも同様のご意見を頂いたことから取り扱いを「1号を適用できるものは1号を適用する」から「1号を適用できるものはできるだけ1号を適用のこと」と表現を変えて、年に一度庁内文書で周知している。
- ・(事務局) 予定価格が 20 万円未満のときか特別の事由があるときが該当します。
- ・(事務局) 結局1号で130万円以下であるから 随契としても、どうやって1者とするかの理由は 契約規則など別のところで述べなければならな いのが現状です。

あれば1者のこともあると。

〇井山宝福寺警備業務委託

- ・特殊事情として7月豪雨の影響とあるが、例年はスムーズに辞退もなく入札となっているのか。
- ・1回目4者が辞退。毎年指名している者か。
- ・国分寺など他の観光地でも実施しているのか。
- ・豪渓の入札はうまくいったのか。
- ・予定価格は適切だったのか。
- ・それよりも応札額が高かったと。業者も例年のことなのでおおよその想像はつくのでは。
- ・今年は災害等もあり難しかったということか。 不落随契なので予定価格を超えてはいけないというルールがある。この契約は施行令違反になってしまうのでは。施行令で予定価格を超えてはいけないなかで、予定価格の中では契約できないとき、もう一度予定価格を見直すなりして入札をするのが適切な方法では。
- ・入札後に契約をする前にやり直したということか。
- 今後は気をつけていただきたい。

〇総社市学校給食センター (仮称) 新築工事外 5 件

(観光プロジェクト課)

- ・紅葉時期の土日祝に警備・交通整理を委託する もの。入札を執行したが、3度の入札をして予定 価格に達せず、最低価格を提示した業者と価格交 渉をし、その者と契約した。
- ・予算額が厳しいということもあり、1回で落札 になるとは限らないが、規定の回数内では落札者 が決定していた。
- ・こんなに多くの者が辞退したのは初。
- ・豪渓は委託に出している。市としては秋は2箇所。春は鬼ノ城でしている。
- ・豪渓は3回目で落札となった。
- ・市の予定価格はそれほど変わっていないが、例 年より若干あげている。
- ・そのように思っていたが、今年は高い札であった。
- ・この書類を提出後に契約検査課からの指導もあり、再度見積りを徴した。
- ・(事務局) 山田委員がこの案件を選定されたので、内容を詳しく確認すると予定価格を超過した契約であり施行令違反であった。ただ実際の委託業務までは時間があったので、一から事務処理をやり直し随意契約として予定価格内で契約を締結した。
- ・最初の入札で契約は締結していたが、それは違 反であるので、改めて見積りを徴し当初契約した 業者と契約した。
- ・(契約検査課) 給食センターと認定こども園の 建築工事については、共同企業体による総合評価 方式一般競争で低入札価格調査も実施。給食セン ターの機械設備・電気設備については共同企業体 による一般競争で低入札価格調査も実施。認定こ ども園の機械設備・電気設備は一般競争で実施し た

・総合評価の評価項目はどう設定するのか。そこ が腕の見せ所というか特色の出やすいところ。

- ・過去にも総合評価で実施しているため過去を踏 襲してとなる。特定の入札でガラっと変えるのも どうかと思う。他市では評価項目や点数を公表し ているところもあるが、総社市は公表していない ことから過去をベースに概ね建物の延面積など を変更している。これを県と国とでヒアリングを 受け説明をして意見をいただいて決定している。 今回だと実績の面で調理場は建築物とし、こども 園は学校でとしている。これも意見をいただいた ので調理場は建築物としたもの。
- ・企業と技術者の施工実績と第二構成員の地域貢 献が勝負の分かれ目に思える。
- ・企業の施工実績は企業ですのでそれほど変わり はないと思うが、施工実績を有した技術者が確保 できているかは大きいかもしれない
- ・しっかりととりにきたいという業者は項目の1 ~3あたりは点数を出せている。
- そのあたりでは差があまりついていない。
- ・調理場については地域貢献だけで勝負が決まっ たように思える。実際に地域貢献で点数の差が開 いて逆転している。
- ・第二構成員なので地域への貢献を重視している が、今回市内業者が第二構成員となったのは2 JV でそのうち1JV は辞退している。
- ・総合評価入札というのは地域への経済波及効果 というのももちろんあると思うし、施工実績や能 力があることを評価する必要がある。そういう意 味ではこういう効果を達成できているのか。項目 で独自の視点で評価しやすくなるとか、特色のあ る入札になるとか。

えられるのでは、

- ・技術者が表彰を受けていたり、研修でCPDと いうのを受けている場合に加点など考えてみれ ばどうか。また、工事中の場所の特性で騒音に対 して工夫をするとか技術提案をさせることも考
 - ・総社市の行っている総合評価は一番簡単な特別 簡易型であり、さらに上の段階のものを適用すれ ば技術提案や工期の短縮提案などを含むものも ある。なかなかそこまでのものに対応できていな いのが現状。技術者のところは以前も委員からご 意見をいただいたので確認したが、県内の自治体 ではそういう項目はなさそうです。総社市独自と まではいいませんが、障がい者雇用は市の施策で もあるので項目に入れていますし、他自治体の内 容でいいものがあれば導入している。昨年から消 防団協力事業所について項目に加えているが、何 件かそういう事業所も増えたと消防から聞いて いるので効果はあったといえる。
- ・建築・電気・機械と別けて施工しているが、一 つの工事とするほうが費用等を考えるとよいの では。
- ・費用面のみを考えればそうなるが、中小企業庁 からも専門工種は専門業者へと通知があるため、 建築・電気・機械はできるだけ別けて発注してい る。ただし、建築が数億で電気が200万とか極 端なことになるような場合は建築に含めている。
- その場合の統括というか監理はどこがするの
- ・建築設計をした事務所に委託する

か。

- ・工期や取り合わせや具体的な監理は建築事務所 が調整をするのか。
- ・その監理の費用は元請の業者が持つのか。
- わからないようなケースが出てきたらどうする のか。問題は起きていないか。
- コスト的には別けたほうがかかるのでは。
- ・経費的には一本では。
- ・元請に地域の業者を使うように条件付けはでき ないのか。

- ・工事監理業者が確認しながら進めている。
- ・市で監理業務として委託している
- ・細かなところで電気か機械どちらか施工するか |・設計の段階で別けているが、そのようなケース が出たら監理業者と施工業者と市で協議をしな がら進めることになる。毎週定例協議をしている のでその場で話が出てくる。
 - 分割をすると工事の諸経費はひとつにまとめる より高くなると思う。
 - ・中小企業庁などからの通知もあり、専門分野は 別けることで、地域の活性化にもつなげたい。市 内でできることは市内に発注が基本と思ってい る。
 - ・建築の仕様書には下請は市内業者で、やむを得 ない場合は市外も可としているが、やはり長年の 協力業者があるということで、そちらに下請を頼 まれてしまう。今回も大きいものは市外県外の下 請になっているのが現状。

(審議結果)

災害ということで大変だったと思う。そう何度もあっては困ることであるが、イレギュラーな状況 でも契約事務は適切に行っていただきたい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は2月定例会になります。平成31年2月18日(月)の午前 10時からでお願いいたします。選定の当番は林委員になります。よろしくお願いします。

3閉会

(事務局) 以上をもちまして平成30年度第2回の委員会を終了します。

平成30年度 第3回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成31年2月18日(月)午前10時00分~11時40分総社市役所西庁舎3階301会議室(西)

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延

3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成30年10月1日から12月31日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。対象件数は全部で200件であり、各課契約の委託・修繕は例年の同時期と比較してかなり多くなっている。7月豪雨の対応から10月には台風災害もありその契約が多くなったのが要因と思われる。契約検査課・上水道課の建設工事等は概ね例年通りの件数。ただし、災害復旧工事の発注を優先したため通常発注の工事は激減している。

(委員) 了承

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 当番の林委員より抽出案件の説明をお願いします。

(林委員)今回は7件。財産管理課は対象2件のうち2件とも落札率が100%であったことから、予定価格の設定などについて確認したい。農林課、こども夢づくり課は予定価格が随意契約の上限ギリギリであったため、意図的な業務の分割の有無や予定価格の設定方法について確認したい。環境課については、予定価格と比較してあまりに廉価であったため、予定価格の設定方法やその後の業務が適切に行われているか。調理場については、予定価格に比して指名業者が少ないこと、8月からの事業をこの時期に契約することから、その内容を確認したい。工事については一般競争から2件を選んでいる。また、10月の入札で不調が多数出たことの説明をお願いしたい

抽出案件(審議順)

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	財産管理課	名勝豪渓落石調査業務
修繕	随意契約	農林課	猿渡林道災害復旧(その2)修繕
修繕	指名競争	環境課	平成30年7月豪雨に伴う公費解体等コンクリートが
			ら処理委託業務
修繕	随意契約	こども夢づくり課	新認定こども園整備に伴う総社中央小高圧開閉器引
			込柱更新
委託	指名競争	東調理場	給食搬送業務
工事	一般競争	建築住宅課・庶務課・ 契約検査課	総社小学校既存校舎解体工事
工事	一般競争	下水道課・契約検査課	井手汚水管埋設(1 工区)工事

委員からの意見・質問、それに対する回答 委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
〇名勝 豪 渓落石調査業務	(財産管理課) 市有財産の山から落石があり、個人の墓石に直撃 したことから、今後の対策を含め原因調査を依頼 したもの。以前落石があった時とほぼ同じ場所で あったので、その際に調査をした者に1者随契と した。
・墓石修復の契約も同じ時に起きたものか。	・同じ時です。
・10 年前の契約金額は。	・概ね 270 万円位。その頃は県が同じように名勝豪渓エリアの工事をしていたこともあり、その際は県のデータを使えるということで随意契約とした。
・予定価格と比較して落札率が100%であるが。	・参考見積りを徴し、その内容を技術職員にも確認してもらったが、妥当な内容と額であった。正式に見積りをもらったが同額であったため、価格交渉はしている。墓石の方も参考見積りをもらったが、性質上そこから内容を落とすとか材質を落とすわけにもいかずそのままが金額となった。
・随契理由として6号を適用しているが、6号は 競争入札に付することが不利になるというもの。 業者にとっては有利になるかもしれない。競争入 札にした場合は、低い金額で応札する可能性はな かったのか。不利になるということになるのか。	・10 年前にほとんど同じ場所で同じような内容で調査をしているので、改めて入札するよりは安価になるだろうと判断した。
・6号を適用するエビデンスとしてどうか。予定価格を設定するにあたり、複数者から参考見積りを徴して差が出ているならわかるが、指名競争をして不利になるとは確定していない。5号緊急のほうがよかったのではないか。	・随意契約のマニュアルを見て2号と6号で検討をした。早くしなければという思いもあるが、5号の緊急性までは該当しないので、2号か6号かで、どちらでも理由は成り立つので最終的に6号としたが、2号でもよかったのかとも思っている。 今後も随意契約の理由についてはよく考えて契約事務にあたっていきたい。
○猿渡林道災害復旧(その2)修繕 (総社市新 本地内)	(農林課) 林道の災害復旧。法面が崩落して通行不能となった。災害ということもあり早急にということもありて、また予定価格が 130 万円以下であったので随意契約としている。
・その2ということだがその1もあるのか。	・その1からその3まである。林道が3箇所被 災した。工事を依頼するタイミングでは市内各地 で災害が多数起きていて、業者に依頼してもやっ てもらうことが出来ず、何とか対応してくれるで

- ・予定価格の算定はどのようにするのか。
- ・その1も同じ者が落札している。
- ・かろうじて 130 万円に収まっているが、何か操作をしてではなく、普通に積算をしたらこうなるのか。
- ・同日に契約しているその1は同じ林道だが場所 がだいぶ違うのか。
- ・路線は同じだけど場所と内容が違うから別けたと。
- ・2 者から見積りを徴しているが、随意契約だと業者はわかっているのか。
- ・見積りをとって交渉して130万円以下にしたものではない。
- ・130万円をオーバーした額を見積りした者は、 随意契約ということを知って、わざとこの額をい れているのか。
- ・随意契約は130万円までと決まっていて、随意 契約で見積りをとなれば、業者にとってみれば 130万円でとれるとれないの判断ができるので は。落札率99.7%というのが不自然に見えない か。
- ・見積りでとなれば130万円以下とわかっていて130万を超える額を入れてくるというのはどういう感覚なのか。

あろうところに見積りを依頼して施工してもらったもの。

- ・測量して通常使う単価表により設計した。
- ・場所が離れていたし工種も異なるので別々のも のとしたが、地元であって様子がわかる者が受け てくれた。
- ・そうです。
- ・修繕の内容が異なるので別の契約とした。路線としては同じところです。
- ・そうです。
- ・見積り依頼をしている。随意契約と明示はしていない。
- ・通常の見積り合わせで、その額が提示された。
- ・積算をしてきてその額になったのではないか。
- ・設計内容としては厳しい内容。積算してそのような形になっている。
- ・多くの工事や修繕を抱えている者ばかりで、お願いできそうなところに見積りを依頼したのだが、1者はそういう時期で出来ないから高く入れたのかもしれない。
- ・(事務局)業者により異なるが、せっかく見積りや入札の依頼をもらったのだから、辞退はせずに応札はするというのを聞いたことがある。この時期台風などですでに多くの工事や修繕を抱えている者ばかりで、手一杯だから応札はするが落札となってもいけないから価格は高めにということではないか。

〇平成30年7月豪雨に伴う公費解体等コンクリートがら処理委託業務

(環境課)豪雨災害で発生した災害廃棄物の処理。公費解体を進めているが、そこから出るコン

- ・トンあたりの予定価格の算定根拠は。
- かなり安価であるが。
- ・この3者がそれぞれコンクリートがらを自社で 再生するのか。
- ・解体工事からこの業者が係るのか。
- アスベストは分類しているのか。
- ・飛散しないようカバーか何かしているのか。
- ・コンクリートがらの運搬費用は。
- ・今回は好意で安くということでもよいが最低制限価格等の設定は。

○新認定こども園整備に伴う総社中央小高圧開 閉器引込柱更新

- ・参考見積り額は。
- ・参考見積りを徴した者が落札した。
- ・契約規則の別表は地方自治法の額と同じか。
- ・参考見積りを徴してオーバーするのであれば、 競争入札とするのか。
- ・参考見積りからいくらか金額を落として予定価格としているのは基準があるのか。
- ・見積りを徴したが3者が辞退した。
- ・130万円をオーバーするからか。
- ・参考見積りは1者か。

クリートがらを処理するもので、実績のある市内 の3者により指名競争入札を執行した。

- ・県が示している公共工事の単価を参考にした。
- ・落札後に大丈夫であるかと確認はした。こういった面で災害支援が出来ればということであった。
- ・破砕してリサイクルできるようにするのが入札 の条件。全社が自社で再生までしているのかはわ からない。
- ・解体は別に入札をしている。
- ・仮置場に分類することにしている。
- ・準備はしているが今のところ該当はない。
- ・解体業者が持ってくるので入っていない。
- ・今回は設定していない。

(こども夢づくり課)

周辺の道路が狭いので拡幅しようとしたが小学校のキュービクルの引き込み柱を移設する必要が生じ、130万円以下であるため随意契約としたもの。

- ・136万円あまり。
- ・そうです。
- ・(事務局) 地方自治法にあるなかで県や指定都市、一般市などで額に違いはあるが、その額です
- ・予定価格が130万円の上下で決まる。
- ・担当課の判断による。いくらか査定で落とせるものはおとした。
 - ・そうです。
- ・期間が短かったことがあるかもしれないが、具体的なところは聞いていない。
- ・そうです。

- 複数者とらなかったのか。
- ・参考見積りを徴する段階でこの4者が頭にあっ て、お願いしたら断られたのか。

〇給食配送業務

- 他に実績を有する者はなかったのか。
- ・昨年は本体工事等の入札があった。給食センタ 一自体を設計から建設、その後の調理業務と配送 業務をすべて含めてPFIでBOT方式やBTO方式と することも考えられるが、そういう検討はしてな かったのか。そういう運営が増えていると聞く が。
- ・運転手不足が言われているなか、車両6台であ る。発注が1者である必要性はあったのか。2つ に別けることは考えられないのか。
- コンテナの大きさはこの大きさがありきか。
- ・コンテナに合わせて車両改装と。
- アレルギー食対応は同じコンテナになるのか。
- ・契約期間が5年。耐用年数も5年か。
- ・税法上は貨物は5年だからそこにあわせている 気はするが、実際はもっと長く使える。業者から すれば5年で償却だから5年でいいのか。それ以 上だと利益が見えてくる。車両の仕様は特殊なの か。コンテナがつめるということで汎用性はある のか。
- 間となると途中で耐用期間がすぎる。車をリース

- ・急を要するものでもあったので1者となった。
- 道路工事の設計をしていて支障となるとなり、 急遽であったので、そうではない。

(東調理場)

この7月に東西の調理場を統合した新しい調理 場が完成する。新たに配送業務を契約することに なるが、これまで随意契約としていたが車両の仕 様も変わることから、市内の業者で過去に実績の ある者を指名した。また車両の改造に8ヶ月ほど かかるということで、この時期での入札となっ

- ・色々と確認したがこの3者であった。
- ・そういう話も聞くが、市の方針として直営でや っていくという考え方で、今の形で事業を進めた と聞いている。
- ・入札であるので、少しでも契約金額が低いほう をと。2者になると高いほう、低いほうとならな いかと。
- そのサイズありきです。今はバケツ型のものに 入れているが、安定性や保温性から角型のものに なり、横幅が必要。調理場が新しくなることにあ わせ、コンテナも大きくなった。
- ・そうです。
- ・密封した容器のなかで個別対応している。
- ・もっと長くとも考えたが5年とした。他自治体 も確認したが5年が多かった。
- ・コンテナの大きさによって中で固定もしなけれ ばいけない。コンテナに合わせて大きさはあるよ うだ。コンテナを4ついれて固定する装置などが ある。詳しくはわからないが、業者が気にしてい たのはコンテナの大きさや仕様が変わらないこ とを気にしていた。
- ・どのくらいに設定するかは難しい。さらに5年 |・何かあった時の対応を考慮した。代替の車とか。 こちらでリースすると即座の対応が難しいので

とは考えなかったのか。

・5年経過後にまた入札して契約となるのか。今回の落札者は車を持っているからそれを使うとなれば有利にならないか。次回の入札条件は難しい

はないかと。

・使えるのであれば仕様にかなうのであればとなるのでは。

〇総社小学校既存校舎解体工事

- ・共同企業体のみが応札の資格がある。
- ・条件設定で何か決めているのか。
- ・共同企業体を採用するのは地元の業者を入れるためか。
- ・5つのJVが参加しているがいずれも何らか市内に関係のある社か。
- ・解体工事の時には最低制限価格などを設定しないのか。
- ・安く落札してくれている。品質が問われない。 この時期の予定価格は災害等があったから高騰 しているようなことはないのか。
- ・それでも62%あまり。
- ・低入札価格調査は必ず失格にするものではないはずだが。
- ・調査をしてもやれますと言われたら無理でしょうとはいえない。

(建築住宅課・契約検査課)

総社小学校の既存校舎を解体するにあたり特定 建設工事共同企業体による一般競争入札を執行 したもの。5JV が応札し税込み1億1880万円 で契約した。

- ・そうです。
- ・建築工事は3億、その他は1億5千万円以上で共同企業体を適用すると内規にあるのでそのようにした。
- ・そういう思いはある。そうしないと大きい工事に全く市内が入れないということにもなる。
- ・そういう条件設定をしているので、市内に本店 又は支店等がある社ばかり。
- ・現在していないが、国の意向としては何かしらの設定をするようにであり、何か設定している自治体のほうが多いと思う。壊すだけということで設定をしていないが、落札率が低いのでここで何か設定をして失格となってしまうのもどうか。悩ましいところ。
- ・災害で特に査定を考慮はしていない。
- ・何かしら設定をすると概ね 80%台後半になる ので、多くが失格となる。安価で契約していると ころであり、非常に悩ましいところです。
- ・総社市の規程にある低入札価格調査制度は失格 のラインがある。ただし、最終処分場の入札では 仕様書発注ということもあり、低入札の価格調査 のみをして失格基準は設けなかったたことがあ る。
- そうなります。

〇井手汚水管埋設(1工区)工事

場所が近いが工区を別けている。理由があるの か。

- どちらかにしか入札参加できないということは ないのか。両方とも同じ社が落札したらどうなる のか。
- ・入札結果表を見ると、同じような応札メンバー |・工期設定はルールがあるのでそれなりに長くと なので、別けてくれなくても両方出来ますよと見しらないといけない。 えないこともない。
- ・別けることが合理的と。
- ・2件とも安く応札している者があるが、積算は 出来ているのか。

(その他)

10月10日に開札した委託案件で多数の不調とな ったことの説明をお願いしたい。

- 不調になった案件はその後どうしたのか。
- 結果として発注しなくてもすんだと。
- 今後はどうしていくのか。

(下水道課・契約検査課) 1 工区については9月 5日に、2工区については10月24日に公告し、 工事の内容規模がほぼ同じであることから全く 同条件で一般競争入札を執行したもの。

- ・一本にすると延長が倍になり、工期的にも長く なり8~9ヶ月となる。下水は深く掘るので地下 水が出る。この地域は地下水が高い地域でもあ る。渇水期の12月~3・4月に施工しなければ いけなので別けた。
- ・やっていただくしかない。
- ・他の自治体で、同じ年度で例えば1億以上のも のを3本落札していると次に入れないといった ルールを聞いたことがありますが総社市はない。 ただし、過去には同一工種の一般競争入札が続い た際に、落札は2件までとしたことがある。
- そのように判断して別けている。
- 積算内訳書を添付させているので積算はしてい る。両方とっても調達・施工できるということで しょう。

(事務局)

農林課の災害測量委託で25件の開札をしたが、 13 件が不調となった。同日に行った他課の3月 末が納期のものは落札しているが、該当の委託業 務は11月9日が納期であり、期間が短いである とか、この時期まだ他の災害案件を抱えていて対 応できないということで全社辞退が多発したも \mathcal{O}_{0}

- ・全国から応援にきてくれた他自治体の技師が測 量などを手伝ってくれたので自前でしたと聞い ている。
- ・そうです。
- ・今後としては他自治体のやり方も参考にしなが ら、大規模な災害案件は防災協定を締結している 協会への委託についても検討したい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は6月定例会になります。平成31年6月26日(水)の午前10時からでお願いいたします。選定の当番は小寺委員になります。よろしくお願いします。

3閉会

(事務局) 以上をもちまして平成30年度第3回の委員会を終了します。